

入院される方へ

入院時等一部負担金の限度額適用・食事代の減額認定の申請を

医療機関に入院した場合、窓口に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。(ただし、食事代、保険適用外の差額ベッド代などは別途負担になります。)

70歳から75歳未満の
国民健康保険加入者

左記以外の国民健康保険
加入者 (非課税世帯の人)

左記以外の国民健康保険
加入者 (課税世帯の人)

制度	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定制度	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定制度	国民健康保険限度額適用認定制度																
内容	入院時の一部負担金に限度額を適用し、食事代を減額する制度		入院時の一部負担金に限度額を適用する制度																
対象	70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者で、世帯主及び国保加入者が住民税非課税の人 (低所得Ⅱ) 上記に該当し、かつ収入が一定基準以下の人 (低所得Ⅰ)	70歳未満の国保加入者で、世帯主および国保加入者が住民税非課税の人 (非課税世帯)	70歳未満の国保加入者で、左記以外の人 (上位所得者・一般)																
助成内容	医療費	入院時等一部負担金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">月額限度額</th> </tr> <tr> <td></td> <th>外来のみ</th> <th>入院を含む</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td rowspan="2">8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	月額限度額			外来のみ	入院を含む	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得Ⅰ	15,000円					
	区分	月額限度額																	
	外来のみ	入院を含む																	
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円																	
低所得Ⅰ		15,000円																	
食事代	食事代 (通常 1食260円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">低所得Ⅱ</td> <td>90日まで</td> <td>1食210円</td> </tr> <tr> <td>90日を超える入院※</td> <td>1食160円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td colspan="2">1食100円</td> </tr> </tbody> </table>	低所得Ⅱ	90日まで	1食210円	90日を超える入院※	1食160円	低所得Ⅰ	1食100円		入院時等一部負担金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位所得者</td> <td>150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、超えた分の1割</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1割</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>35,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額限度額	上位所得者	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、超えた分の1割	一般	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1割	非課税世帯	35,400円	—
低所得Ⅱ	90日まで		1食210円																
	90日を超える入院※	1食160円																	
低所得Ⅰ	1食100円																		
区分	月額限度額																		
上位所得者	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、超えた分の1割																		
一般	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1割																		
非課税世帯	35,400円																		
申請に必要なもの	国民健康保険証 印かん																		

(※) 自己負担限度額の区分

●上位所得者

- ・国民健康保険税算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯。
- ・未申告者も同様の扱い。

●低所得者Ⅱ

同一世帯の世帯主及び国民健康保険加入者で住民税非課税 (低所得Ⅰ以外) の方

●低所得者Ⅰ

同一世帯の世帯主及び国民健康保険加入者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除 (年金所得は控除額を80万円として計算) を差し引いたときに0円になる方

問 伊奈庁舎国保年金課
☎ 58-2111
(内線1181 ~ 1189)